三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ・ロ　（略）
ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨
2・3　（略）
（未支給の保険給付の請求）
第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～五　（略）
六　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ・ロ　（略）
ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨
2～4　（略）
附　則
（特例老齢年金）
6　特例老齢年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～八　（略）
九　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ・ロ　（略）
ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨
（特例遺族年金）
10　特例遺族年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～九　（略）
十　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ・ロ　（略）
ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨
（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）
第四条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（障害補償給付の請求） **第十四条の二**　障害補償給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一～六　（略）	（障害補償給付の請求） **第十四条の二**　障害補償給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 一～六　（略）

（傍線部分は改正部分）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ・ロ　（略）
（新設）
2・3　（略）
（未支給の保険給付の請求）
第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～五　（略）
六　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ・ロ　（略）
（新設）
2～4　（略）
附　則
（特例老齢年金）
6　特例老齢年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～八　（略）
九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ・ロ　（略）
（新設）
（特例遺族年金）
10　特例遺族年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。
一～九　（略）
十　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ・ロ　（略）
（新設）